

第10回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月30日(火) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案10号	農地法18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案11号	現況証明願いについて
日程第4	議案12号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第5	議案13号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案14号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案15号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時30分

8. 会議の概要

穀内会長	<p>ただ今の出席委員は14名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第10回、大樹町農業委員会、総会を開きます。会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、6番・竹内 稔 委員、7番・水野 敦 委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、3月28日開催の第9回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、4月5日、第1班 岩岡班長以下委員5名と穀内会長において、開進地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議等を行っております。</p> <p>4月9日、十勝農委連会計監査、第1回役員会が帯広市で開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>4月15日、第2班 辻本班長以下委員5名と穀内会長において、開進地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月16日、十勝農業委員会連合会総会などが帯広市で開催され、穀内会長と事務局の私が出席しております。</p> <p>4月17日、第3班 乙部班長以下委員5名と穀内会長において、拓北地区の農地につきまして、売買のあっせん会議等を行っております。</p> <p>4月19日、第1班 岩岡班長以下委員5名と穀内会長において、開進地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月22日、第2班 辻本班長以下委員4名と穀内会長において、尾田地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月23日、第50回南十勝ブラックアンドホワイトショウが大樹町家畜共進会場で開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>4月23日、第1班 岩岡班長以下委員8名と穀内会長において、大和地区、拓北地区、更生地区、中島地区の農地転用許可申請4件、振別地区の現況証明願1件に係る現地調査を行っております。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>4月24日、金曾浩文農政委員長以下委員6名と穀内会長、太田代理において、農政委員会を行い、令和5年度最適化活動の点検・評価につきまして、審議しております。</p> <p>また、同日、穀内年金協議会会長、太田副会長、以下理事・監事6名において、農業者年金協議会理事会を行い、令和5年度事業報告及び収支決算報告等につきまして、審議しております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてでございます。</p> <p>今月の報告は8件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>

<p>穀内会長</p>	<p>報告が終わりました。 報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第10号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>清原局長</p>	<p>それでは、議案第10号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明を申し上げます。 農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。 ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかかな場合と規定されております。 今回、この例外規定の合意解約3件の通知がございました。 つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>次に、申請番号1番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審それでは、申請番号1番の内容について、 それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■、登記簿、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡のうち■■■㎡、貸付人は■■■ ■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、一時転用に伴う合意解約のためであります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第10号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>

	<p>次に、申請番号2番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号2番、所在及び地番につきましては、字■■ 他2筆、登記簿、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■㎡、貸付人は■■ ■■ ■■ 氏、借受人は、■■ ■■ ■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■年■月■日であり、解約事由は、売買による合意解約のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第10号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号3番、所在及び地番につきましては、字■■ 他3筆、登記簿、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■㎡、貸付人は■■ ■■ ■■ ■■ 氏、借受人は、■■ ■■ ■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■年■月■日であり、解約事由は、離農による合意解約のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第10号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について、申請番号3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第11号、現況証明願いについて、申請番号1番から3番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第11号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。</p> <p>土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所有者が現況証明願いを申請し、農業委員会が現地調査し、申請内容が妥当であるかを判断し、妥当と判断した場合、登記地目の変更に必要な現況証明書を発行するものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は3件でございます。内容は、鉄道用地、山林、宅地をそれぞれ畑にしたことから、登記簿地目及び農地台帳の現況地目を畑に変更するための申請が3件であります。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他1筆であります。登記簿地目は鉄道用地、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■ m²であり、判定地目は畑、利用状況は畑であります。所有者、申請人は、■■■■■■ 氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、4月5日に、岩岡班長 他4名により実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p>
岩岡委員	<p>申請番号1番の案件につきましては、登記地目の鉄道用地から畑に変更するための申請であります。</p> <p>現地を確認した結果、申請地は鉄道用地でしたが、農地として活用されていることを確認いたしました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第11号、現況証明願いについて、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。登記簿地目は山林、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目は畑、利用状況は畑であります。所有者、申請人は■■■ ■■■ ■■■氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。 なお、現地調査につきましては、4月17日に、乙部班長 他4名により実施しております。 以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。 次に、調査班より調査報告を求めます。 第3班班長、乙部 穀博 委員から報告願います。</p>
乙部委員	<p>申請番号2番の案件につきましては、登記地目の山林から畑に変更するための申請であります。 現地を確認した結果、申請地は山林でしたが、農地として活用されていることを確認いたしました。 よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第11号、現況証明願いについて申請番号2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、1件でございます。内訳は、所有権の移転による権利の設定が1件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他1筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■ であります。経営面積は、■■■㎡であり、売買価格は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、寺嶋委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、晩成・生花地区担当委員、寺嶋 誠一 委員から報告願います。</p>
寺嶋委員	<p>申請番号1番、につきましては、譲受人希望による所有権移転となっております。</p> <p>譲受人は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第12号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>なお、申請番号1、2番の案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班、班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p>
岩岡委員	<p>申請番号1番と2番につきましては、1班で現地調査を行いました。現地調査では、既存の施設用地では狭く、他の代替地もないことを、確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第13号、農地法第4条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第14号、農地法第5条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第14号、農地法第5条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定が</p>

	<p>あり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます、農地法第5条の規定による許可については2件でございます。</p> <p>内容は、いずれも砂利採取のための一時転用となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、砂利採取による一時転用の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字■■ 他2筆、登録簿、現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、一時転用の時期につきましては許可の日から令和■年■月■日までであります。申請番号1番の現地調査につきましては、4月23日に、第1班 岩岡班長 以下委員 他3名により実施しております。</p> <p>申請番号2番、砂利採取による一時転用の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字■■、登録簿、現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■、一時転用の時期につきましては許可の日から令和■年■月■日までであります。</p> <p>申請番号2番の現地調査につきましては、4月23日に、第1班 岩岡班長 以下委員 他3名により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番、2番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p>
岩岡委員	<p>申請番号1番と2番につきましては、1班で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p>

	<p>これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第14号、農地法第5条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第7、議案第15号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から11番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第15号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。 今回ご審議頂きます申請は11件でございます。 内訳は、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い受けによる賃貸借が4件、賃貸借の更新が4件、使用貸借が3件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号1番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。 以上で説明を終わります。</p>

<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第15号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■ 他2筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号2番から4番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第15号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号2番から4番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号5番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。 なお、申請番号5番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第15号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号5番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号6番から11番の内容について、事務局より説明を求めます</p>

<p>豊吉主幹</p>	<p>。</p> <p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■ 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年■■カ月であります。</p> <p>申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■■ 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号6番から8番については、賃貸借の更新のため、申請番号9番から11番については、使用貸借の更新のため、ともに地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第15号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号6番から11番の件を採決いたします。</p> <p>。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。</p>
清原局長	<p>次回の総会につきましては、5月30日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
穀内会長	<p>以上をもって、第10回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年4月30日

会 長

委 員 (6 番)

委員(7 番)